

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団悠仁会后藤病院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 呉市東中央一丁目8番20号

(3) 設立認可年月日 平成20年1月21日

(4) 設立登記年月日 平成20年2月13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	後藤 尹彦	
理 事		
同		
同		
監 事		
評 議 員		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人社団 悠仁会后藤病院	呉市東中央一丁目8番20号	一般病床 48床 療養病床 36床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月26日 令和3年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	350,102 千円
2. 負 債 額	368,124 千円
3. 純 資 産 額	△ 18,021 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	159,851
B 固 定 資 産	190,251
C 資 産 合 計 (A+B)	350,102
D 負 債 合 計	368,124
E 純 資 産 (C-D)	△ 18,021

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	159,851	I 流 動 負 債	86,652
現金及び預金	83,200	支払手形	
事業未収金	69,227	買掛金	15,331
有価証券		短期借入金	10,822
たな卸資産	5,322	未払金	36,581
前渡金	29	未払費用	23,026
前払費用	2,485	未払法人税等	71
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	△ 415	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	190,251	前受金	19
1 有 形 固 定 資 産	189,658	預り金	7
建物	102,152	前受収益	
構築物	191	〇〇引当金	
医療用器械備品	68	その他の流動負債	792
その他の器械備品	4,432	II 固 定 負 債	281,472
車両及び船舶		医療機関債	
土地	82,531	長期借入金	281,472
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	282	〇〇引当金	
2 無 形 固 定 資 産	513	その他の固定負債	
借地権		負債合計	368,124
ソフトウェア	513	純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	79	I 基 金	45,000
有価証券		II 積立金	△ 63,021
長期貸付金		代替基金	
役員等長期貸付金		〇〇積立金	
長期前払費用		繰越利益積立金	△ 63,021
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	79	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	△ 18,021
資産合計	350,102	負債・純資産合計	350,102

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	488,698	
2 事業費用	513,976	
(1)事業費	513,976	
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 25,277
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業損失		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 25,277
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益	15,585	15,586
III 事業外費用		
支払利息	4,788	
その他の事業外費用		
経常利益		△ 14,479
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	455	455
V 特別損失		
固定資産売却損	3	
その他の特別損失		
税引前当期純利益		△ 14,028
法人税・住民税及び事業税		71
法人税等調整額		
当期純利益		△ 14,099

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団悠仁会後藤病院

理事長 後 藤 尹 彦 殿

私は、医療法人社団悠仁会後藤病院の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 7 月 1 日

医療法人社団悠仁会後藤病院

監 事